

女性、若者 / シニア起業家支援資金

中小企業庁 創業・新事業促進課

女性、若者 / シニア起業家支援資金【日本政策金融公庫】

女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進するために、起業意欲のある女性・若者・高齢者を対象に、日本政策金融公庫の融資により支援。

1. 対象者

女性、若者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち、新規開業しようとする者又は新規開業して概ね7年以内の者

2. 資金使途

設備資金及び運転資金

3. 貸付限度額

国民生活事業：7,200万円（運転資金は4,800万円）

中小企業事業：72,000万円（長期運転資金は25,000万円）

4. 貸付利率

特別利率①（基準利率 - 0.40%）、特別利率②（基準利率 - 0.65%）、

特別利率③（基準利率 - 0.90%）

※運転資金及び設備資金（土地に係る資金を除く）は特別利率①

※土地に係る資金は基準利率

※特別利率②は、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業」のうち、一定の製品化及び売上が見込める中小企業（土地に

係る資金を除く）及び起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が対象（土地に係る資

金を除く）

※特別利率③は、地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者又

は新規開業した者が対象（土地に係る資金を除く）

※中小企業事業においては、特別利率の適用限度は27,000万円（27,000万円超は基準利率）

5. 貸付期間

設備資金：20年以内

ヒアリング項目： 女性の起業支援

経済産業省

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所	P24 第2分野 4 経済分野 ウ 女性起業家に対する支援 ①、②、③ P37 第3分野 5 再就職、起業、自営業等における支援 イ 起業に向けた支援 ①、② P41 第4分野 2 地方創生における女性の活躍推進 イ 地域における女性の活躍推進に向けた環境整備 ④
女性活躍加速のための重点方針2018との関連	通し番号 151 記載箇所 P20 I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (4) 女性の起業に対する支援の強化
女性活躍加速のための重点方針2017との関連	通し番号 78 記載箇所 P13 I あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (7) 女性の起業に対する支援の強化
女性活躍加速のための重点方針2016との関連	通し番号 59 記載箇所 P8 I あらゆる分野における女性の活躍 2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (7) 女性の新しいキャリア・ステージの形である起業に対する支援の強化 ①、②
女性活躍加速のための重点方針2015との関連	通し番号 63 記載箇所 P14 3. 女性活躍のための環境整備 (4) 地域社会における女性の活躍推進